

Client Alert

1 February 2017

不当表示に対する初の課徴金執行事例： 自動車燃費性能不正操作事件

目次

- はじめに
- 消費者庁の判断の概要
- 本事案を踏まえた留意点

はじめに

消費者庁は、三菱自動車工業株式会社（以下、「三菱自動車」という）及び日産自動車株式会社（以下、「日産自動車」という）が販売する自動車の燃費の性能を示すデータ（燃料消費率及び燃費基準達成状況。以下併せて「燃料消費率等」という）が実際よりも高い数値でカタログ等に表示されていたことが、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」又は「法」という）に違反する優良誤認表示（法 5 条 1 号）に当たるものと認定し、2017 年 1 月 27 日、両社に対して措置命令を発令すると共に、三菱自動車に対して 4 億 8,507 万円の課徴金の支払いを命じた（法 8 条 1 項）。本件は、2016 年 4 月に施行された景品表示法上の課徴金制度に基づき、課徴金納付命令が発令された初めての事案である。

消費者庁の判断の概要

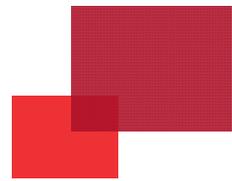
消費者庁の認定によれば、両社は、その販売する軽自動車又は普通自動車等の燃料消費率等につき、カタログやウェブサイトにおいて表示を行っていたところ、当該表示に係る燃料消費率等は、国が定める試験方法に基づき表示することができる実際の燃料消費率等よりも著しく優良な内容であった。このうち、今回課徴金納付命令の対象とされたのは、三菱自動車の販売する普通自動車等 26 商品についての表示であるため、以下、当該課徴金納付命令を中心に、課徴金制度の要点に従って今回の消費者庁の判断を概観する。

なお、課徴金制度の概要については以下を併せて参照されたい。

- [「不当表示に対する課徴金制度：本年 4 月施行を前に公表された運用方針と事業者に求められる対応」（2016 年 2 月）](#)
- [「景品表示法上の表示規制に対する課徴金導入によって高まる不当表示の法的リスク」（2014 年 10 月）](#)

1. 課徴金対象期間

課徴金額は、「課徴金対象期間」における対象商品又は役務の、政令で定める方法により算定した売上額に、3%を乗じた金額とされている（法 8 条 1 項本文）。ここにいう「課徴金対象期間」は、原則として「課徴金対象行為をした期間」（＝事業者が課徴金対象行為を始めた日からやめた日までの期間）であるが、「課徴金対象行為をやめた日」から①6 か月を経過する日、又は、②一般消費者の誤認のおそれを解消する措置をとった日のいずれか早い日までの間に、対象商品又は役務の取引を行った場合には、「課徴金対象行為をした期間」に当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間となる（法 8 条 2 項）。



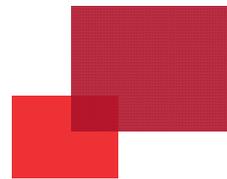
本件では、「課徴金対象行為をした期間」は、燃料消費率等に係る問題の表示を内容とするカタログをディーラーに対し最初に出荷した日から最後に出荷した日までの期間と、ウェブサイトへの掲載に関してウェブページの公開を開始した日から公開を終了した日までの期間の、いずれか長い期間に基づき認定されている。本件は事業者が流通業者を通じて消費者にカタログを配布したケースであるが、上記のとおり、「課徴金対象行為をした期間」を算出する際には、流通業者から消費者への配布時期ではなく、事業者から流通業者に対する出荷時期を基準とする考え方が採用されたことになる。こうして算出された「課徴金対象行為をした期間」が原則的な「課徴金対象期間」とされているが、26商品のうち一部については、「課徴金対象行為をやめた日」よりも後に当該商品の取引が行われており、当該やめた日から6か月を経過する日に先立つ2016年9月11日に一般消費者の誤認のおそれを解消する措置をとったものとされたため、同日までの間に最後に当該商品の取引をした日である2016年8月12日まで、「課徴金対象期間」が延長されている。

2. 注意義務

事業者が課徴金対象行為を行った場合であっても、当該事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った表示が課徴金対象行為に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠ったものでないと認められるとき」は、課徴金の納付を命ずることはできないとされている（法8条1項ただし書）。

消費者庁の認定によれば、本件において三菱自動車は、対象となった各車種の燃費性能について改ざん等の行為を行い、また、当該行為の防止等を図るための管理監督を十分に行っていないことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が優良誤認表示に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められないとされた。

この点、注意義務の認識の対象はあくまでも自らが行った表示が課徴金対象行為たる不当表示に該当することであって、燃費性能についての不正行為が行われたことではないので、不正行為があり、そしてその防止を図るための管理監督が不十分であったことを理由に注意義務違反を導くが如き上記論理には飛躍があるようにも思われる。また、不正行為に直接関与した部署と不当表示に直接関与した部署とは別個に存在し得るところ、消費者庁の「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」は、事業者が講ずべき具体的な措置として、不当表示を防止するための各部署間の情報共有を挙げているが、当該指針上の措置を講じていない場合に直ちに注意義務違反ありとするものではない。ただ、本件では、2016年8月1日に公開された三菱自動車の特別調査委員会報告書において、過去品質問題に係る不祥事を繰り返す度にコンプライアンス上の問題に直面しながらも、今回噴出したような不正行為を全社的に把握し是正する機会を逸したことが指摘されており、この点に照らせば、全社的なコンプライアンスの見直しあるいは各部署間の情報共有の徹底により、不正行為のみならず不当表示を防止する機会も十分にあったと評価され得るところであり、本件のようなケースで注意義務の履践による課徴金の免除が認められないのはやむを得ないように思われる。



3. 返金制度

景品表示法上の課徴金制度には、事業者が被害者に対し返金を行うことにより当該返金額に応じて課徴金額を減額等できる仕組みが存在する（法 10 条、11 条）。

本件の不当表示は、三菱自動車につき軽自動車及び普通自動車等の販売に関して、日産自動車につき軽自動車の販売に関して、それぞれ発生したものと認定され、措置命令が発令されているが、課徴金納付命令の対象とされたのは、現状において三菱自動車の普通自動車等についての不当表示のみである。消費者庁の説明によれば、被疑事業者は返金計画を提出しており、軽自動車については両社の返金計画を認め、その実施状況を踏まえて今後の処分を判断することとされている。この点、消費者庁は 2016 年 1 月 27 日、公式ウェブサイトにおいて「認定された返金措置一覧」ページを開設しており、これによれば、三菱自動車の軽自動車 8 商品に係る返金実施期間は 2016 年 8 月 25 日～2017 年 4 月 7 日、日産自動車の軽自動車 20 商品に係る返金実施期間は 2016 年 12 月 26 日～2017 年 4 月 25 日とされている。

4. 違反行為の自主申告（課徴金減額申請）

景品表示法上、事業者が、課徴金対象行為に該当する事実を所定の方法により報告したときは、課徴金額から 50%相当額を減額するものとされている（法 9 条本文）。ただし、当該報告が、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、上記減額は認められない（同条ただし書）。

三菱自動車は、今回課徴金の対象となった普通自動車等に関し、2016 年 8 月 31 日に課徴金の減額を求めて自ら消費者庁に対し報告を行っているが、当該報告の時点において、既に消費者庁が同社に対して調査の開始を通知していたため、当該報告は、課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるとして、課徴金の減額は認められなかった。

本事案を踏まえた留意点

本件は、国土交通省に型式指定審査の申請をする際に燃費目標を達成すべく試験データを不正に操作したことに起因し、これに伴って消費者向けカタログやウェブサイト上の表示も実態と乖離するものとなり、結果として不当表示を形成することになったという経緯に特徴がある。その意味で直接に消費者向けの表示を偽ろうという意図によって生じたものではないが、行政向けの申請において内実を偽れば、消費者向けに販売される商品に関するものである以上、最終的にはそれが消費者向けの表示にも反映され、不当表示の問題に繋がり得ることを再認識する上で示唆的な事案であった。本件では、当初三菱自動車が不正行為の結果を自ら公表したにもかかわらず、課徴金減額申請が調査開始の通知後になされたものとして退けられた点に照らしても、不正行為の顛末として不当表示の問題を惹起しないか迅速に確認し、問題発覚後にスピーディに対処できるよう平時から有事の対応を想定しておく必要がある。

また、本件が課徴金納付命令の対象となった大きな要因の一つには、商品の単価が高額であったことがある。課徴金制度にはいわゆる裾切り又は規模基準が設けられており、所定の方法で算出された課徴金の額が 150 万円未満で

本クライアントアラートに 関するお問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



長橋 宏明
シニア・アソシエイト
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com

あるときには課徴金納付命令を発令できないため、販売期間等にも影響されるものの、基本的にはある程度高額な製品が問題となる事案において課徴金納付命令が発令されやすい。また、本件不当表示は遅くとも改正法の施行日以降に開始されたものと認定された関係で、課徴金対象期間は長くとも概ね5か月程度と認定されたが、それにもかかわらず高額の課徴金が課せられるのも、対象商品である自動車が高額であることの結果であり、同様に単価が高額に上る製品分野については、特に警戒が必要である。

最後に、前述のとおり消費者庁は三菱自動車から軽自動車のOEM供給を受けて販売していた日産自動車に対しても措置命令を発令しているが、この点について一部報道によれば、「日産は燃費問題に気付いて三菱自に指摘したが、その後の対応が遅かったとして措置命令の対象とした」（『日本経済新聞』2017年1月28日朝刊、42面）、「日産も処分対象にしたことについて同庁は、燃費データの異常を把握したにもかかわらず、速やかに対応を取らなかったところに改善すべき点があると説明した」（『朝日新聞』2017年1月28日朝刊、38面）ものとされている。この点、消費者庁は、2016年1月29日に公表した「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」についてのパブリックコメントに対する回答において、自主申告を行った事業者に対しては、違反の停止、一般消費者への周知、再発防止のための体制整備等の一定の要件が満たされる場合には措置命令を発令しない方針を表明しており、自主申告（課徴金減額申請）制度が、課徴金額のみならず、措置命令の要否にも影響し得ることが改めて注目される。

以上